

分割出願のご案内

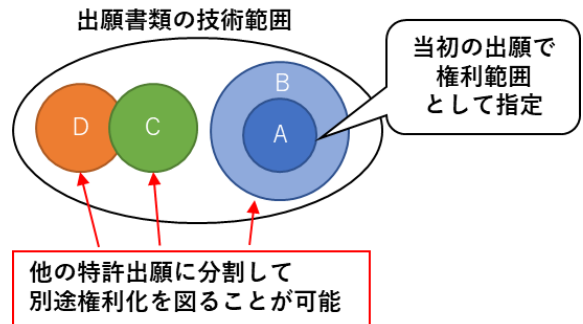
2020/05

みなとみらい特許事務所

< 1 > 分割出願とは？

特許出願では右図のように、様々な要素を含む出願書類の記載事項の中から一部、例えばAの範囲を権利範囲として指定します。このときその他の部分は権利範囲から外れますが、出願書類の記載内容の中から他の範囲（例えばB～D）を別の特許出願に分割して、別途権利化を図ることができます。

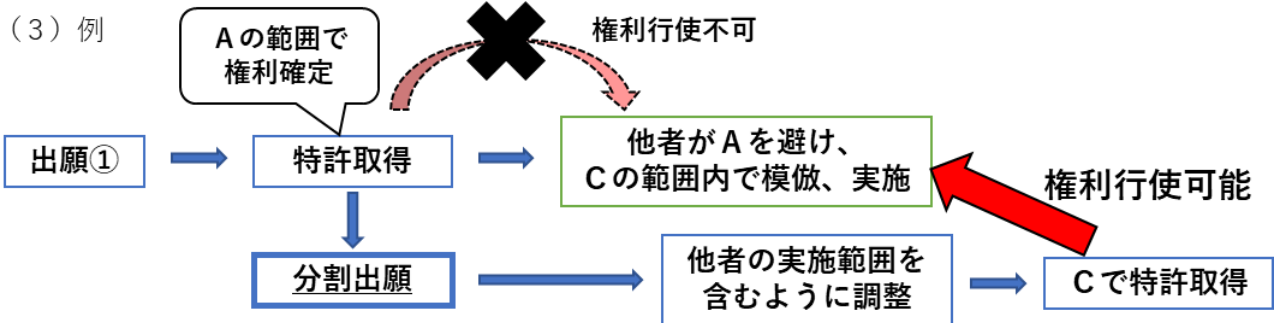
このような特許出願を分割出願と呼びます。



< 2 > 分割の制度を利用した知財戦略案

分割出願の制度を利用すると、例えば下記のような戦略を取ることが可能になり、より有効に技術の保護を図ることができます。ぜひ分割出願の利用をご検討ください。

- (1) 原出願（上図出願A）よりも範囲を広げて分割出願（上図出願B）
⇒より広い範囲での権利化を目指す
- (2) 原出願（上図出願A）とは異なる観点で分割出願（上図出願C, D）
⇒包括的な技術の保護を図る
- (3) 分割出願を、範囲変更可能な出願として残す（下図参照）
⇒将来の模倣に備える／牽制効果を維持



< 3 > 分割出願費用（弊所手数料8万円～）

出願のみであれば、弊所手数料税別8万円～+印紙代1.4万円で分割出願が可能です。

その後実際に権利化を目指して審査に進む場合には、審査請求費用・補正費用等が発生いたします。この費用は案件により異なりますので、担当者にご確認ください。

分割出願の制度概要

参考：https://tizai-jien.co.jp/2017/08/02/post_181/